

## 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 第1 業として金銭の貸付けを行う場合における高金利違反の罪となる金利の引下げ

業として金銭の貸付けを行う場合における高金利違反の罪となる金利を、利息制限法の利息の制限に合わせ、元本の額に応じた次に掲げる金利を超える金利に引き下げるものとする。

- 1 元本の額が10万円未満の場合 年20パーセント
- 2 元本の額が10万円以上100万円未満の場合 年18パーセント
- 3 元本の額が100万円以上の場合 年15パーセント

(第7条のうち出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第2項関係)

### 第2 業として金銭の貸付けを行う場合における高金利違反の罪となる金利の引下げ等の実施時期の繰上げ

業として金銭の貸付けを行う場合における高金利違反の罪となる金利の引下げ、みなし弁済制度の廃止並びに日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止に係る規定の施行期日を、「公布日から1年以内の政令で定める日」に改めるものとする。

(附則第1条関係)

### 第3 金銭の貸付けに用いるカードの発行に係る制限

貸金業者は、現金自動支払機その他の機械による金銭の貸付けに用いるカードを資金需要者である顧客に発行する場合(再発行の場合を除き、発行の申込みの時にその場で発行する場合に限る。)には、営業所又は事務所において当該顧客と対面する方法により行わなければならないものとする。

(第2条のうち貸金業法第12条の9関係)

### 第4 特定非営利貸付事業者に係る財産的基礎要件の適用除外等

- 1 公益の増進に寄与することを目的として内閣府令で定める貸付けの利率を

超えない利率による貸付けの事業を行う営利を目的としない法人であって政令で定めるもの（その行う貸付けの事業が内閣府令で定める小規模なものである法人に限る。2において「特定非営利貸付事業者」という。）については、登録に係る財産的基礎要件を適用しないものとする。

（第3条のうち貸金業法第6条第1項第14号関係）

2 特定非営利貸付事業者は、貸付けの条件について広告等をするときは、特定非営利貸付事業者である旨の表示等をしなければならないものとする。

（第3条のうち貸金業法第15条第1項第3号関係）

## 第5 見直し

貸金業制度については、この法律の施行後1年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、資金需要者への資金の融通を図るための仕組みの充実及び金利の規制の在り方を含め、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとする。

（附則第62条関係）

## 第6 その他

その他所要の規定を整備するものとする。